

定期・随時訪問介護オールウェイズ運営規程 (連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

(事業の目的)

第1条 この規程は医療法人社団黎明会が開設する定期・随時訪問介護オールウェイズ(以下「事業所」という。)が行う連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者は居宅において要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護状態になった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 定期・随時訪問介護オールウェイズ
- (2) 所在地 広島県福山市駅家町大字法成寺 125 番地 2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) オペレーター 介護福祉士 常時 1名以上(常勤兼務 1名以上)
オペレーターは利用者からのコールを受け付け、利用者の心身の状況やコール内容に応じて適切に対応し、必要に応じて相談対応や訪問の指示を行うものとする。
- (3) 定期巡回訪問介護員等 サービスを提供するための必要数以上
定期巡回訪問介護員等は、利用者の目標及び援助内容において定められた、利用者が在宅の生活において定期的に必要となるサービスの提供にあたる。
- (4) 随時対応訪問介護員等 提供時間を通じて 1名以上
随時対応訪問介護員等は、オペレーターが利用者の心身の状況を適切に把握し、適切なアセスメントの結果に基づき随時訪問サービスの提供にあたる。
- (5) 看護職員 連携する指定訪問看護事業所に勤務する従業者 常勤換算 2.5名以上

看護職員は事業所と連携して、主治医の指示に基づき、利用者の療養上の世話、診療の補助等のサービスの提供にあたる。

(6) 計画作成責任者 1名以上（常勤兼務1名以上）

計画作成責任者は居宅介護支援事業所のケアマネジャーと共同で定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間 24時間対応

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容）

第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 定期巡回サービス：定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
- (2) 随時対応サービス：随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容などを基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断する。
- (3) 随時訪問サービス：随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話。
- (4) 訪問看護サービス：看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助。

（利用料その他の費用の額）

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスである場合には、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、福山市駅家町とする。

（衛生管理等）

第9条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(合鍵の管理方法及び紛失時の対処方法)

第 11 条 合鍵の管理場所・管理については預かり書を交わし、厳重にかつ細心の注意で取り扱います。利用者宅にて合鍵を保管する場合は専用のキーボックスを無料で貸出し利用者宅で保管します。事業所で合鍵を預かる場合は事業所の事務所内で保管します。合鍵は厳重にかつ細心の注意で取り扱い、万が一、紛失した際は、直ちに管理者へ報告し、ご利用者、ご家族と相談の上、当法人負担により鍵の交換設置を致します。

(苦情処理)

第 12 条 事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (2) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
 - (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことが出来るものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(地域との連携)

第16条 事業所は、事業の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、事業について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し提供している事業所のサービス内容及び活動状況などを報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

- 2 事業所は前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。
- 3 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して事業を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外のものに対しても事業の提供を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 10 回
- (3) その他の研修

- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は医療法人社団黎明会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- ① この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。
- ② この規程の変更は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。(員数の変更)
- ③ この規程の変更は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(員数の変更)
- ④ この規程の変更は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。(員数の変更)
- ⑤ この規程の変更は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。(員数の変更)
- ⑥ この規程の変更は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。(員数の変更)
- ⑦ この規程の変更は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。(員数の変更)
- ⑧ この規程の変更は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。(員数の変更)
- ⑨ この規程の変更は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。(員数の変更)
- ⑩ この規程の変更は、令和 1 年 8 月 1 日から施行する。(員数の変更)
- ⑪ この規程の変更は、令和 1 年 11 月 16 日から施行する。(員数の変更)
- ⑫ この規程の変更は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。(所在地の変更、員数の変更)
- ⑬ この規程の変更は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。(条文の追加など)
- ⑭ この規程の変更は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(条文の追加)
- ⑮ この規程の変更は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。(員数の変更)